

# 近江八幡市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 2 4 日

近江八幡市告示第 5 0 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、及び普通教育に相当する教育の機会の確保に資するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し近江八幡市補助金交付規則（平成 2 2 年近江八幡市規則第 5 5 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 8 条に規定する学齢児童及び学齢生徒で、かつ、近江八幡市内に住所を有するもの
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 3 号に規定するもの
- (3) フリースクール等民間施設 別に定める基準を踏まえ、社会的自立を目指し不登校児童生徒を支援するための施設であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの  
ア 第 1 2 条第 1 項の規定による認定を受けていること。  
イ 市長、教育長又は校長の依頼により、必要な情報を提供する等近江八幡市及び在籍学校と連携することができること。  
ウ 業務上知り得た児童生徒及びその保護者等の個人情報について、他の目的に使用しないこと。

## (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 申請のあった日前 1 年以内におおむね 3 0 日以上在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校していない児童生徒の保護者であること。
- (2) 在籍学校の課業時間内に原則として週 1 回以上フリースクール等民間施設に通所する児童生徒の保護者であること。ただし、体調不良、忌引きその他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (3) フリースクール等民間施設での児童生徒の様子等に関する情報について、フリースクール等民間施設から在籍学校に情報提供することを承諾すること。

(4) その他対象経費について他の団体等から補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒の保護者が負担したフリースクール等民間施設の授業料（定期的に支払う経費その他市長が授業料に準ずるものとして認めるものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 入会金、年会費、入学金その他のフリースクール等民間施設の利用の準備に係る経費

(2) フリースクール等民間施設の利用に係る交通費

(3) 寮費、教材費、実習費、イベント参加費等その他のフリースクール等民間施設の利用に伴う実費負担に係る費用

(4) フリースクール等民間施設の体験利用に係る費用

3 2施設以上のフリースクール等民間施設を利用する場合の補助対象経費は、これを合計した金額とする。

4 補助対象経費は、月額40,000円を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、月ごとに算定するものとし、補助対象経費に、次の各号に掲げる児童生徒の保護者の区分に応じ、当該各号に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 近江八幡市就学援助費給付要綱（平成29年近江八幡市教育委員会告示第16号）第4条第1号に規定する要保護者 100分の100

(2) 近江八幡市就学援助費給付要綱第4条第2号に規定する準要保護者 100分の75

(3) 前2号に掲げる保護者以外の保護者 100分の50

(対象者の認定申請)

第6条 補助対象者として認定を受けようとする者（以下次条において「申請者」という。）は、近江八幡市フリースクール等民間施設の利用児童生徒支援補助金対象認定申請書（別記様式第1号）を市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、原則としてフリースクール等民間施設の利用開始までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(対象者の認定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認め

たときは、近江八幡市フリースクール等民間施設の利用児童生徒支援補助金対象者決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により補助対象者として認定しないものとしたときは、フリースクール等民間施設の利用児童生徒支援補助金対象者認定却下通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前2項の審査において、児童生徒の在籍する学校の校長の意見を聴取することができる。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下次条において「申請者」という。）は、近江八幡市フリースクール等民間施設の利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式第4号。以下この条及び第10条において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) フリースクール等民間施設の利用状況報告書（別記様式第5号）
- (2) 補助対象経費の支払いが確認できる資料（フリースクール等民間施設が発行した領収書の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請書は、次の各号に掲げるフリースクール等民間施設を利用した期間ごとの経費の区分に応じ、当該各号に定める期間中に申請しなければならない。ただし、当該期間中に申請書を申請することが困難と市長が認める場合は、市長が別に定める期間中に申請しなければならない。

- (1) 4月1日から7月31日までの利用に係る経費 8月1日から同月末日まで
- (2) 8月1日から12月31日までの利用に係る経費 翌年1月1日から同月末日まで
- (3) 1月1日から3月31日までの利用に係る経費 4月1日から同月10日まで

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、近江八幡市フリースクール等民間施設の利用児童生徒支援補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により補助金を交付することができないと認めた場合は、近江八幡市フリースクール等民間施設の利用児童生徒支援補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第11条に規定する実績報告は、申請書及びその添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第12条に規定する補助金の額の確定は、前条第1項の規定による交付決定をもってなされたものとみなす。

(認定の申請)

第11条 フリースクール等民間施設として認定を受けようとする者（以下次条において「申請者」という。）は、近江八幡市不登校児童生徒支援認定施設認定申請書（別記様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 紹介パンフレット等の施設の概要がわかる資料
- (2) 利用者との契約約款等契約の内容がわかる資料
- (3) 施設の指導者又は相談員等の名簿及びその職員が有する資格を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(施設の認定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、速やかに認定を行い、近江八幡市不登校児童生徒支援認定施設認定通知書（別記様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

2 フリースクール等民間施設が、第2条第3号の要件を満たさなくなったときは、当該認定を取り消し、近江八幡市不登校児童生徒支援認定施設認定取消通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 （令和6年近江八幡市告示第25号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。